

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの平均年齢、平均給与月額等（特例市比較）

区 分	甲府市		特例市（44市）	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
全 体	47	384,584	46	390,405
清掃職員	43	377,909	45	414,122
学校給食	50	378,944	47	358,449
用務員	56	407,430	50	388,625
運転手	52	485,280	49	443,153
その他	46	382,169	—	—

(2) 民間類似職種との比較

	甲府市（非常勤含む）		民間（賃金構造基本統計調査）		
	平均年齢	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	44	355,743	廃棄物処理業務従業員	43	299,800
学校給食	50	267,210	調理師	40	292,100
用務員	59	345,293	用務員	54	227,200
運転手	52	485,280	自家用自動車運転手	47	321,700

- (注) 1 甲府市の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 16 年～18 年の 3 か年平均)
- 3 賃金構造基本統計調査は、常用労働者 10 人以上の民間事業所を対象としており、調査対象には 1 か月以内の雇用期間の者や日々雇用労働者で 4・5 月にそれぞれ 18 日以上雇用された者、非正規職員等を含む。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(3) 年齢別職員数

区 分	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全 体	4人	19人	27人	26人	28人	20人	37人	39人	55人	20人
清掃職員	2	12	16	14	12	6	13	15	14	0
学校給食	0	1	4	5	6	5	9	9	14	7
用務員	0	0	0	0	0	3	1	4	13	6
運転手	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0
その他	2	6	7	6	10	6	13	9	12	7

(4) その他給与に関する事項

①給料表について

国家公務員の行政職給料表(一)に準じ、技能労務職員の給与に関する規則において規定

②手当について

扶養手当、住居手当、通勤手当など行政職と同様の手当を支給。

また、危険・不快を伴う業務については、高所作業手当など 8 種類の特殊勤務手当を支給。

③昇給基準について

毎年 4 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ 4 号給 (55 歳以上の職員は 2 号給) を標準として昇給する。ただし、平成 21 年 4 月までは 1 号給抑制期間を設けている。

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、同種の民間の事業者との比較や国、県、近隣市の動向を踏まえたうえで見直しを行う必要がある。

現在、昇給昇格制度に職務と職責が更に厳格に反映されるよう、行政職等を含む職員全体の級別の職務分類の見直しを行っており、技能労務職員においても給与の適正化が図られるよう、給与制度を総合的に勘案した制度改正の実施に努めていく。

3 具体的な取組方針

平成 15 年度以降は新規採用を行わず、業務委託の推進と人員削減に努めるとともに、平成 18 年度には特殊勤務手当の総合的な見直しにより、技能労務職員に係る手当についても廃止・統合・日額化などを実施した。

当面は退職者不補充を基本として人員削減を図るとともに、現在、試行を実施している新たな人事評価制度の導入に伴い、実績に応じた昇給制度を確立する。また、給料表及び諸手当については、今後の委託化の推進などによる職務内容の見直しと、他都市との比較等を踏まえたうえで、随時検討を行っていく。

4 その他

技能労務職員の業務において、収集業務は順次委託化を行っており、今後、他の業務についても、業務内容及び職場状況等を検証したうえで、委託化を推進していく。

また、退職者数と委託化を総合的に勘案したうえで、任用職種の変更など技能労務職に係る新たな人事制度を構築する必要がある。